

静岡県の「最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等含む）に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、令和5年10月1日から「時間額984円」となりました。

また、特定の産業に従事する労働者に適用される「特定最低賃金」について、令和5年12月21日から改正されました。

詳しくは静岡労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

お問い合わせは、静岡労働局賃金室（電話 054 - 254 - 6315）又はお近くの労働基準監督署まで。

最低賃金名	最低賃金額 (時間額)	効力発生日
【地域別最低賃金】		
静岡県最低賃金	984円	令和5年10月1日
【特定最低賃金】		
鉄鋼、非鉄金属製造業	1,012円	令和5年12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,028円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円	

※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合、発行日時点でより金額が高い最低賃金が適用となります。

もう、チェックした？



静岡県

最低賃金

9

8

4

時間額

円

令和5年10月1日～

産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。



厚生労働省・静岡労働局